

改正道路交通法の主な要点について

～平成20年6月1日施行～

1 高齢運転者標識（もみじマーク）の表示が義務化

75歳以上の運転者に表示が義務化されます。

（70歳以上75歳未満の運転者は、これまでどおり努力義務です。）

2 後部座席のシートベルト着用が義務化

高速道路や自動車専用道路において違反した場合には、行政処分点数1点が付加されます。

3 自転車の通行方法が変更

（1）普通自転車が歩道通行できる場合の見直し

< 原則 >

自転車は・・・歩道等と車道の区別されている道路 ～ 車道を通行

< 例外 >

次の場合は、例外として自転車が歩道を通行できます。

- ・ 自転車歩道通行可の標識があるとき
 - ・ 13歳未満の子供
 - ・ 70歳以上の高齢者
 - ・ 身体の不自由な人
- が自転車を運転しているとき
- ・ 道路工事や駐車車両を避けたり、交通量が多い狭路で車道を通行することが危険なときなどやむを得ない場合

歩道を通行する場合には、次のことを守ってください。

- ・ 歩道の車道寄り又は指定された部分をすぐに停止できる速度で徐行し、歩行者の妨げとなる場合は一時停止する。
- ・ 道路を横断するときは、歩行者用信号機に従って自転車横断帯又は横断歩道を通行する。
- ・ 横断歩道は、歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、乗ったまま通行しない。

(2) 歩道通行している普通自転車に対する警察官等の指示

普通自転車が歩道を通行できる場合であっても、警察官が歩行者の安全を確保するため、必要と認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、普通自転車は歩道を通行してはいけません。

(3) 普通自転車通行指定部分の見直し

歩道に普通自転車通行指定部分があるときは、その部分を徐行してください。

ただし、その部分を通行している歩行者がいない場合は、状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。

歩行者は、普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めてください。

(自転車の安全利用に関するもの)

～ 交通の方法に関する教則から ～

1 自転車に乗る際の心得(注意すべきこと)

運転の妨げとなったり、不安定となるような積載はいけません。

傘を自転車に固定して運転する場合、視野の妨げや、傘と歩行者の接触など、危険な場合があります。

保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

2 走行上の注意(やめるべきこと)

- ・ 携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での運転
- ・ ヘッドフォンの使用などにより周囲の音が十分聞こえないような状態での運転

は、不安定になったり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。

～ 交通の教則は、道路交通法をもとに、交通のルールなどを分かりやすい表現にしたものです。

出典：山口県警察本部交通企画課資料